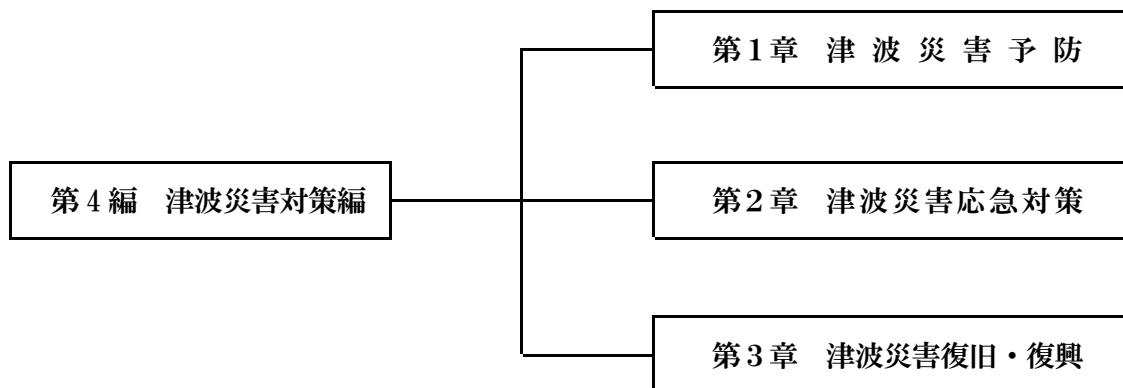


## 第4編 津波災害対策編



# 第1章 津波災害予防

## 津波災害予防の基本的な考え方

町は、津波災害対策の検討に当たり、県との連携のもと、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

### 第1節 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- 1 **発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波**
- 2 **最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いもの大きな被害をもたらす津波**

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備促進、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を促進する。

### 第2節 過去に遡った津波の想定

町は、県との連携のもと、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

### 第3節 津波想定に係る留意点

町は、県との連携のもと、被害の全体像の明確化及び広域的な防災体制の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もあることにも留意する。

## 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るために、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

### 第4節 津波災害防止対策の推進

本町は、地形条件や過去の津波や地震の発生状況によると、津波災害を受け易い特質がある。このため県による各種海岸保全施設等の整備事業を継続促進するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の普及啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

#### 第1 津波に強いまちづくり

##### 1 津波に強いまちの形成

- (1) 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 町は、県との連携のもと、浸水の可能性が低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間での避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (3) 町は、県との連携のもと、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (4) 町は、県との連携のもと、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 町は、県との連携のもと、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (6) 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (7) 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地について定める。
- (8) 町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

- (9) 町長は、県により津波災害警戒区域が指定された場合、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (10) 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関する必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (11) 町は、県との連携のもと、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (12) 町は、県との連携のもと、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- (13) 町は、県との連携のもと、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と主要幹線道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

## 2 避難関連施設の整備

- (1) 町は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 町等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に指定緊急避難場所が考慮され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 町は、県との連携のもと、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

## 3 建築物の安全化

- (1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 町は、津波災害特別警戒区域や災害警戒区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を推進する。
- (3) 町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

## 第2 津波災害の防止対策

### 1 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

町は、県との連携のもと、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

## 第3 津波災害危険予想地域の把握

### 1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）において、鹿児島湾直下、南海トラフを震源とした地震や、桜島の海底噴火による津波など、計11津波の調査がなされた。

本町では最大津波高12mを超える場所があると予想されるため、津波対策を講じるとともに、沿岸住民に対してもその事を周知するよう努める。

### 2 津波危険の把握

町は、被害が予想される町の津波災害危険予想地域を把握するため、必要に応じ、以下の内容を調査するよう努めるものとする。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 指定避難所等の標高などの配置状況や堅牢度等の調査
- (4) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- (5) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
- (6) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

## 第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

### 1 避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難勧告・指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第2編第2章第10節第1「2 住民に対する広報の方法」に準ずる。

### 2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあるとの県地震被害予測調査（平成24～25年）の結果に対応できるよう、町は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の指定避難所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、指定避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行なう。

避難に関する具体的な内容は、第2編第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

## 第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

### 1 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。

具体的な防災意識啓発の推進方策は、第2編第1章第16節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。

### 2 津波災害に関する意識啓発

現在の町の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、県との連携のもと、津波関連のシンポジウム、講演会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、住民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

### 3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

## 第5節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

津波をもたらす地震時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

### 第1 土砂災害の防止対策

本町の地形的条件等により、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。また、津波をもたらす地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、道路交通の不通箇所が予測される。

町は、県との連携のもと、各種法令等に基づく災害危険個所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険個所等の調査結果の周知、災害危険個所の警戒体制の整備等については、第2編第1章第1節「土砂災害の防止対策」に準ずる。

### 第2 液状化災害の防止対策

#### 1 法令遵守の指導

町は、これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

#### 2 地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

##### (1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

## (2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

## 3 液状化対策手法の周知

町は、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

## 4 農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は、斜面崩壊、周辺河川の決壊等による二次災害として現れる。町は今後、地震に伴う土砂崩壊・湛水から農地、農業用施設等を防護するため、地震対策上不可欠な農道、農業集落道及び農村公園緑地、農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した下記の農業用施設の整備を計画的に推進し、「地震災害に強い農業農村」の形成を図る。

- (1) 避難地を考慮した農村公園の整備
- (2) 避難路、消防活動及び緊急輸送のための農道の整備
- (3) 消防及び給水を考慮した農業用排水施設その他の水利施設の整備
- (4) 地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設、設備の整備

## 第6節 防災構造化の推進

町は、土地区画整理事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、擁壁・ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

具体的な防災構造化の推進事業については、第2編第1章第3節「防災構造化の推進」に準ずる。

## 第7節 建築物災害の防止対策の推進

津波をもたらす地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に既存建築物の耐震性の向上を図るために、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

なお、津波災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

## 第8節 公共施設の災害防止対策の推進

水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが津波や地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、津波災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

詳細は、第3編第1章第4節「施設等の災害防止対策の推進」に準ずる。

## **第9節 危険物災害等の防止対策の推進**

社会・産業構造の多様化に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、津波をもたらす地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

## **第10節 津波防災研究等の推進**

県、町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

### **1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究**

津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

### **2 地域危険度の調査研究**

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

## **迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え**

津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

### **第 11 節 防災組織の整備**

津波が発生した場合、広域的にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な防災組織の整備状況については、第2編第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

### **第 12 節 通信・広報体制（機器等）の整備**

大規模な津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備状況については、第2編第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

## **第13節 津波等観測体制の整備**

津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

### **第1 気象情報自動伝達システムの活用**

県の気象情報自動伝達システムの活用により、津波情報等を自動的に受信した際には、津波や地震発生時等の初動体制の確立を図る。

詳細は、第3編第2章第8節「地震情報・津波情報等の収集・伝達」に準ずる。

### **第2 震度情報ネットワークシステムの活用**

消防庁、県、町をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

詳細は、第3編第2章第8節「地震情報・津波情報等の収集・伝達」に準ずる。

## **第14節 消防体制の整備**

津波や地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備状況に関しては、熊毛地区消防組合消防計画による。

## 第15節 避難体制の整備

津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、津波避難に関する計画や津波災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示（緊急）等の基準、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努めるなど、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

### 第1 安全に避難するための計画の策定

#### 1 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、津波による浸水が想定される地域においては、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

また、町は、県が提示する指針を基に、津波避難計画を策定する。

- (1) 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や指定緊急避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、N P O 法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。
  - ア 津波浸水予想地域、津波到達時間
  - イ 避難対象地域
  - ウ 避難先（避難目標地点、指定緊急避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、避難経路）
  - エ 避難困難地域
  - オ 初動体制
  - カ 津波情報の収集・伝達
  - キ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）の発令
  - ク 津波防災教育・啓発
  - ケ 津波避難訓練の実施
  - コ その他留意点

（参考：「鹿児島県津波避難計画策定指針骨子」）

#### 2 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な指定緊急避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

### 3 避難誘導体制

- (1) 町は、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- (2) 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事象者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (3) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 町は、県との連携のもと、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

## 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備に努める。

また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

#### (2) 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることができると想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

## **2 指定避難所の整備**

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

指定避難所において救護施設、防水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる懼があることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

## **3 指定避難所における備蓄等の推進**

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

## **第3 地域における避難体制の整備**

詳細は、第2編第1章第10節「第2 避難体制の整備」に準ずる。

## **第4 各種施設における避難体制の整備**

詳細は、第2編第1章第10節「第3 各施設における避難体制」に準ずる。

## **第5 指定避難所の収容・運営体制の整備**

詳細は、第2編第1章第10節「第4 指定避難所の収容、避難体制の整備」に準ずる。

## 第16節 救急・救助体制の整備

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

### 1 関係機関等による・救助体制の整備

津波や地震時には、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救急・救助体制の整備に努める。

#### (1) 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

ア 消防組合及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、町内で孤立が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、災害医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 津波や地震時災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

#### (2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資器材の整備・点検に努める。

### 2 救助の実施体制の構築

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

### 3 孤立化集落対策

町は、津波災害等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（[資料4-2 参照](#)）に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

### 4 住民の救急・救助への協力

津波や地震災害時には、広域的又は局所的に救急・救助事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、住民は、日ごろから町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

## **第 17 節 交通確保体制の整備**

津波や地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 12 節「交通確保体制の整備」に準ずる。

## **第 18 節 輸送体制の整備**

津波や地震災害時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員、及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 13 節「輸送体制の整備」に準ずる。

## **第 19 節 医療体制の整備**

津波や地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

以下、整備方針については、第 2 編第 1 章第 14 節「医療体制の整備」に準ずる。

## **第 20 節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備**

町は、県との連携のもと、その他の津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

具体的な整備計画については、第 2 編第 1 章第 15 節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

## 住民の防災活動の促進

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

ここでは、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 第 21 節 防災知識の普及・啓発

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、町は災害予防又は災害応急対策について、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

#### 1 基本的な考え方

- (1) 町は、県との連携のもと、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。  
また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (2) 県及び町等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のコミュニケーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

##### ア 避難行動に関する知識

- ・強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自ら置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること  
・「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとることなど

##### イ 津波の特性や津波に関する知識

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第二波・第三波など後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性、海底噴火など火山起因の津波の発生の可能性など

##### ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

##### エ 津波警報等の発表時や避難指示、避難勧告の発令時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

- カ 津波に関する想定・予測の不確実性
- ・地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
  - ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
  - ・指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災も有り得ること
- など
- キ 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること
- 具体的な知識の普及、啓発活動については、第2編第1章第16節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。

## 第22節 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、第2編第1章第17節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

## 第23節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害・事故等に備える。

平常時及び地震及び津波発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第2編第1章第18節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

## 第24節 防災ボランティアの育成強化

津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、津波や地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

## **第 25 節 企業防災の推進**

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国（内閣府、経済産業省等）、県、町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

## **第 26 節 要配慮者の安全確保**

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動を取りにくく、被害を受けやすいことから「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加するこが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 21 節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

## 第2章 津波災害応急対策

### 活動体制の確立

津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

#### 第1節 応急活動体制の確立

津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

##### 1 災害対策本部

町灾害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

配備体制	配備基準	活動内容
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"><li>震度4の地震が発生したとき。</li><li>その他町長が特に必要と認めたとき。</li></ul>	余震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"><li>震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。</li><li>震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのあるとき。</li><li>その他町長が必要と認めたとき。</li></ul>	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"><li>震度6弱以上の地震が発生したとき。</li><li>震度6弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのあるとき。</li></ul>	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ町の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

津波災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急性の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は、各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な津波や地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町、県は災害救助法を運用する。

具体的な内容については、第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

## 第4節 広域応援体制

大規模な津波や地震災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に、相互に協力し緊密な連携のもと円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

町及び消防における相互応援協力については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 第5節 自衛隊の災害派遣要請

大規模な津波や地震が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

具体的な要請方法、受入体制については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

## 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

以下、具体的な内容については、第2編第2章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

## **第7節 ボランティアとの連携等**

大規模な津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

## 初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

### 第8節 津波警報・津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報及び津波情報等は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

#### 第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表

##### 1 津波及び地震に関する情報の発表

###### (1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALET）経由による町の防災無線等を通じて住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

なお、震度6弱以上を予測した震度速報（警報）は特別警報に位置づけられる。

###### (2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。

表 地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甑島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。

### (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

#### ア 大津波警報、津波警報、津波警報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

なお、大津波警報は特別警報に位置づけられる。

**表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等**

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表されている津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がつて、海岸から離れる。海水浴や磯釣りはきかんないので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れのある場合	0.2 ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がつて、海岸から離れる。海水浴や磯釣りはきかんなので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

#### (4) 津波情報

##### ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

**表 津波情報の種類と発表内容**

	情報の種類	内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波の到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さを津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

**表 最大波の観測値の発表内容**

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ > 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

**表 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）**

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

**表 最大波の観測値の発表内容（沿岸から 100km を超える沖合の観測点）**

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で 大津波警報または津波注 意報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸 から 100km 以内にある沖合の観測点）に おいて数値の発表基準に到達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

#### イ 津波情報の留意事項等

- ① 津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害が大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは沖合での観測に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

#### (5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれのない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

**表 津波予報の発表と発表内容**

	津波の種類	内 容
津波の予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の心配がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他情報に含めて発表)	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な配慮が必要である旨を発表

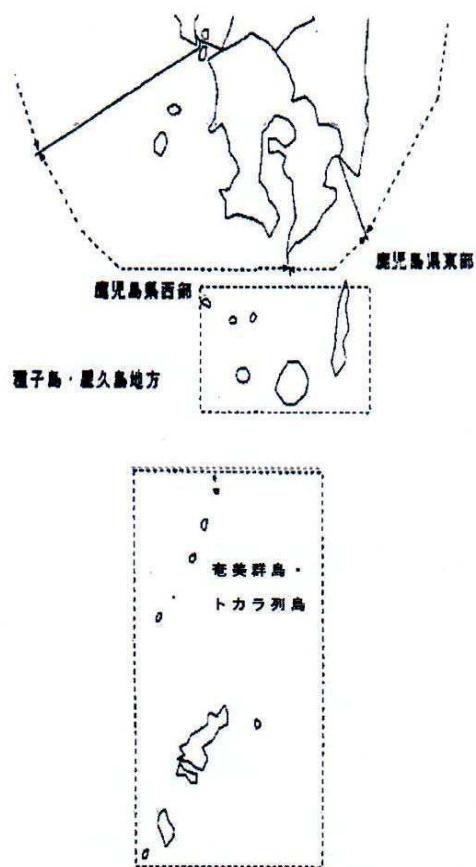
### 表 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）	鹿児島（佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）	鹿児島（西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。）	鹿児島（奄美市、大島郡及び鹿児島郡利島村に限る。）
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市、姶良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村

### 図 鹿児島県の津波予報区地図



## 第2 津波情報等の受信・伝達

### 1 地震情報等の受信・伝達

#### (1) 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムから送信される以下の情報の内容については、留意する。

- ア 地震情報・津波警報・注意報等の発表状況
- イ 市町村別の震度分布・震源情報
- ウ 津波の有無、潮位・波高等の情報

#### (2) 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達系統を活用して住民及び関係機関へ伝達する。

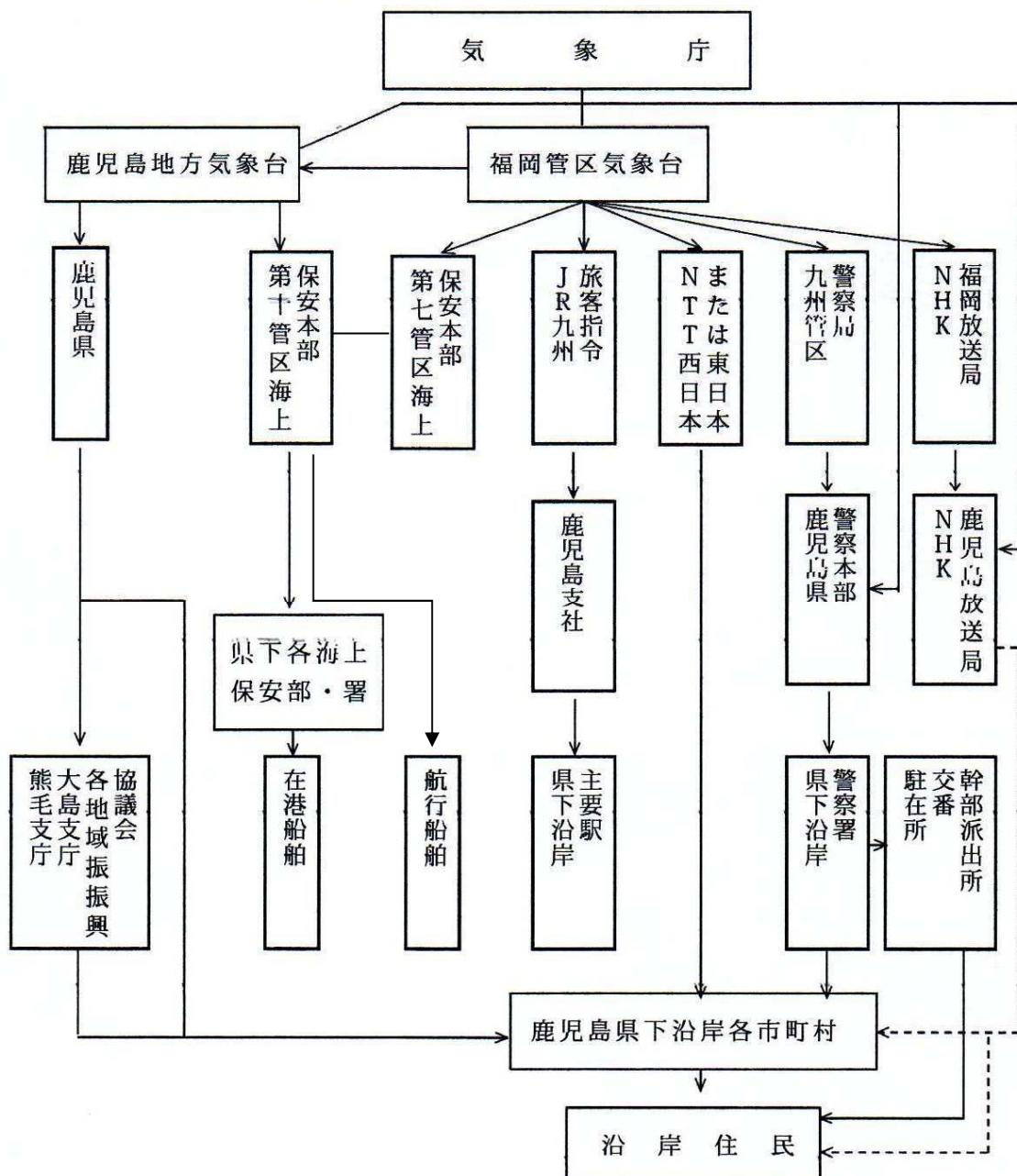


図 津波警報等の連絡系統（鹿児島県地域防災計画より）



図 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統（鹿児島県地域防災計画より）

### 第3 津波等に対する自衛措置伝達

#### 1 津波への警戒、避難の勧告

近海で、地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。

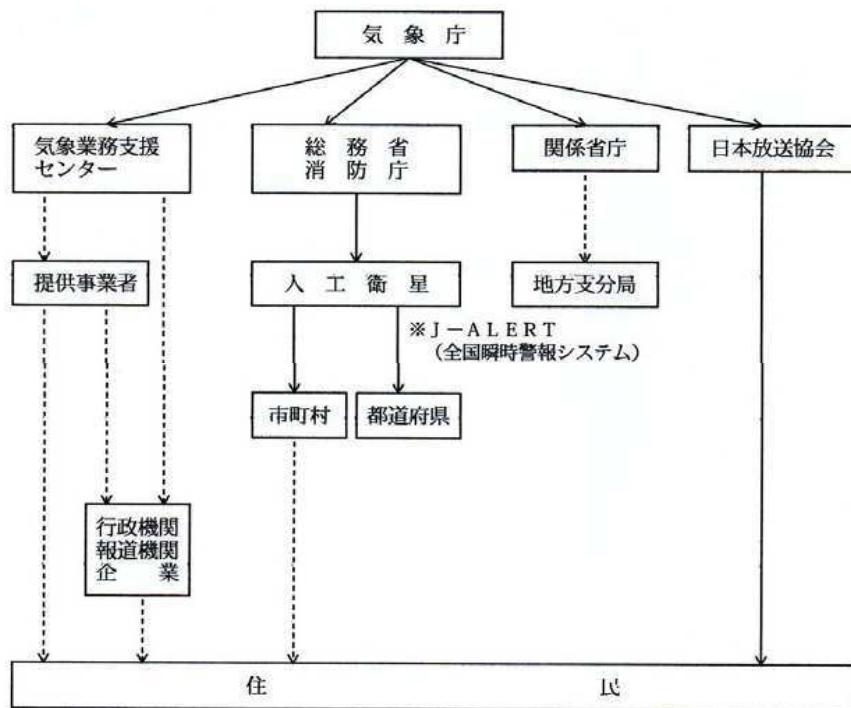
また、津波地震や遠地地震に対する対応にも留意する。

##### (1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者等は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

##### (2) 町の対応

町は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力等を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等を直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。



**図 緊急地震速報の伝達系統** (鹿児島県地域防災計画より)

## 2 津波の監視警戒

揺れを感じた場合には、町は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

### (1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

### (2) 津波報道の聴取

崩壊、周辺河川の決壊等による二次災害として現れる。町は今後、地震に

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

津波等の発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用するが、被害概況の報告に関しては、以下の内容に従う。

### (1) 町から国・県への報告

町は、震度4以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目指に行う。

ア 第1報（収集途上の被害状況・庁舎周辺の被害状況）

（ア） 勤務時間外（本部総務班員の登庁直後）

（イ） 勤務時間内（地震発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）及び方法を用いる。

## 第10節 広報

津波災害に際して、津波や津波をもたらす地震に伴う火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1 町による広報

#### 1 広報内容

津波時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、津波警報等、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

##### (1) 津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

町の広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

##### (2) 津波警報等発表後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ津波時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

##### (3) 津波警報等発表後、事態が落ちついた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の指定避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、告知放送から情報入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については、N T T の災害用伝言ダイヤル “1 7 1” や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

#### 2 広報手段

広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。

また、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第2「1 放送機関に対する災害情報の提供」に示す放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

## 第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

### 1 放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

### 2 放送機関に対する放送の要請

町は、県に対して町が利用できる通信機能が麻痺した場合に、災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

### 3 報道機関に対する発表

#### (1) 報道発表の要領

- ア 発表の場所は、原則として町長室とする。
- イ 発表担当者は、原則として町長とする。
- ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

#### (2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 津波襲来情報〔発表〕
- エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- オ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- ク 避難状況等〔発表〕
- ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）・ 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。  
・ 安否情報については、N T T の災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。  
・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。  
・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。（梱包を解かなくて済む。）

- コ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
- サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕
- ス 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕
- セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表・要請〕

## 第3 他の関係機関等への広報の要請

ライフライン関係機関、その他の防災関係機関等への広報の要請については、第2編第2章第10節「広報」に準ずる。

## 第 11 節 消防活動

津波災害においても、市街地を中心に火災が予想されるため、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら消防活動を行う必要がある。

このため、町は、「熊毛地区消防組合消防計画」に従い現有の消防力（装備、車両、水利等）の総力を挙げ消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

以下、具体的な消防活動については、熊毛地区消防組合消防計画による。

## 第 12 節 避難の勧告・指示、誘導

津波や津波をもたらす地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

(1) 町長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害時における住民の避難勧告・指示（緊急）等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事の実施を待つことができないときの指定避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小・中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

(2) 町長の避難指示権等は次のとおりである。

- |               |        |                   |
|---------------|--------|-------------------|
| ア 避難の勧告       | 全災害に   | 町長（災害対策基本法第 60 条） |
| イ 避難の指示（緊急）   | 全災害に   | 町長（災害対策基本法第 60 条） |
| ウ 指定避難所開設及び収容 | 知事又は町長 |                   |

## 第 1 要避難状況の早期把握・判断

### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

具体的な避難活動については、第 2 編第 2 章第 13 節第 1 「1 要避難状況の把握活動の早期実施」に準ずる。

### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難をする状況は、発生した津波の状況により大きく異なるため、町、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

#### (1) 津波からの避難の実施

鹿児島湾、奄美近海及び日向灘を震源とする地震のうち、後者の海溝型地震の場合、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、市町村・消防本部等は、避難勧告・指示（緊急）の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

津波からの避難の実施は、第 4 編第 2 章第 8 節「第 3 津波等に対する自衛措置伝達」に準ずる。

## 第2 避難の勧告・指示の実施

### 1 避難の勧告・指示の基準と区分

津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難勧告等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難勧告・指示（緊急）を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

#### (1) 避難勧告

津波警報が発表されたとき、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

#### (2) 避難指示（緊急）

大津波警報が発表されたとき、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

#### (3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

その他、具体的な避難活動については、第2編第2章第13節「避難の勧告・指示（緊急）、誘導」に準ずる。

## 第13節 救急・救助

津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

具体的な救急・救助活動については、第2編第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

## 第14節 交通の確保及び規制

津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。

## **第 15 節 緊急輸送**

津波災害時には、避難並びに救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急性度・重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な緊急輸送活動内容については、第 2 編第 2 章第 16 節「緊急輸送」に準ずる。

## **第 16 節 緊急医療**

津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な緊急医療活動の内容については、第 2 編第 2 章第 17 節「緊急医療」に準ずる。

## **第 17 節 要配慮者への緊急支援**

津波災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動を取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動内容については、第 2 編第 2 章第 18 節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

## 事態安定期の応急対策

津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する指定避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

また、大規模な津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める。

### 第 18 節 指定避難所の運営

津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊、浸水、流失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、指定避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに適切な管理運営を実施する。

具体的な運営内容等については、第2編第2章第19節「指定避難所の運営」に準ずる。

### 第 19 節 食糧の供給

津波災害時には、住居の倒壊や流失、ライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部ではその状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食糧を調達し被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に対し、相互に協力するよう努める。

具体的な活動内容等は、第2編第2章第20節「食糧の供給」に準ずる。

### 第 20 節 給水

津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急性・重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第21節「給水」に準ずる。

### 第 21 節 生活必需品の給与

津波災害時には、住居の流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

## 第 22 節 医療

津波災害時の初期の医療活動については、第 2 編第 2 章第 17 節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に、町をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 23 節「医療」に準ずる。

## 第 23 節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

津波災害時には、津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される指定避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 24 節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

## 第 24 節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

津波災害時には、大量のごみの発生が予想される。また、水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 26 節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

## 第 25 節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は遺体の処理等を適切に行う。具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 27 節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」に準ずる。

## 第 26 節 住宅の供給確保

津波災害時には、住居の流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

住宅の確保・修理については、第 2 編第 2 章第 28 節「住宅の供給確保」に準ずる。

## **第 27 節 文教対策**

津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の指定避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 29 節「文教対策」に準ずる。

## **第 28 節 義援金・義援物資等の取扱い**

津波や地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 30 節「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

## **社会基盤の応急対策**

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び空港等の交通施設等は、津波災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

### **第 29 節 電力施設の応急対策**

津波災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な対応内容については、第2編第2章第32節「電力施設の応急対策」に準ずる。

### **第 30 節 ガス施設の応急対策**

津波災害時には、ガス施設にあっては、地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第33節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

### **第 31 節 上水道施設の応急対策**

津波災害時には、水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度・優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第34節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

### **第 32 節 電気通信施設の応急対策**

津波災害時には、電柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度・優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第35節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

### **第 33 節 道路・河川等公共施設の応急対策**

津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度・優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

## 第3章 津波災害復旧・復興

津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第1節 地域の復旧・復興の基本の方針の決定

- 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向
- 2 被害が甚大な場合の基本的方向

町は、県との連携のもと、被災の状況、被災地周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

#### 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な現状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

- 1 復旧にあたっての基本方針
- 2 復旧事業の推進
- 3 事業計画の種別

#### 1 復旧にあたっての基本方針

ライフルイン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、核施設の原状復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

## 2 復旧事業の推進

### (1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

ア 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

イ 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

ウ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

エ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようにあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。

オ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう試行の促進を図る。

カ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により町単独事業として行う等の計画を行う。

キ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

ク 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

ケ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

### (2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

ア ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や町を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。

イ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定期を明示する。

### (3) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、町は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。

## 3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅福祉施設災害復旧計画
- ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

## 第3節 計画的復興の進め方

- 1 復興計画の作成
- 2 計画策定にあたっての理念
- 3 防災まちづくり

### 1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町は、県との連携のもと、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備を行う。

### 2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見据えた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

### 3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

## 第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 各種支援措置の早期実施
- 2 税対策による被災者の負担の軽減
- 3 住宅確保の支援
- 4 広報・連絡体制の構築
- 5 災害復興基金の設立
- 6 雇用の創出
- 7 その他

町は、県との連携のもと、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

### 1 各種支援措置の早期実施

町は、県との連携のもと、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町は、県との連携のもと、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付する。

### 2 税対策による被災者の負担の軽減

町は、県との連携のもと、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

### 3 住宅確保の支援

町は、県との連携のもと、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援対策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等空家を活用する。

### 4 広報・連絡体制の構築

町は、県との連携のもと、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 5 災害復興基金の設立

町は、県との連携のもと、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

## 第5節 被災者への融資措置

- 1 資金選定の指導
- 2 資金の種類
- 3 各種資金の貸付条件等

町は、県との連携のもと、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

### 1 資金選定の指導

町その他の関係機関は、被災者から融資について相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

### 2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

- (1) 農林漁業関係の融資
  - ア 天災融資法による経営資金及び事業資金
  - イ 株日本政策金融公庫の災害資金
- (2) 商工業関係の融資
  - ア 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
  - イ 株日本政策金融公庫の災害資金
  - ウ 株商工組合中央金庫資金
- (3) 民生関係の融資
  - ア 生活福祉資金災害援護資金
- (4) 住宅資金の融資
  - ア 災害復興住宅建設補修資金
  - イ 一般個人住宅の災害特別資金
  - ウ 地すべり関連住宅資金

### 3 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。